

# 市民参加実施予定シート

担当課：福祉政策課

予定  
令和6年4月1日時点

## (1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市における地域ぐるみの包括的な相談支援体制の在り方を示す計画		市が考える 市民等への影響	メリット ・属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実を図る。 デメリット ・特になし	
正式名称	流山市生きづらさ包括支援事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）				
概要	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築していくことが求められていることから、社会福祉法第106条の5第1項に定める流山市重層的支援体制整備事業実施計画において、本市における地域ぐるみの包括的な相談支援体制の在り方を示し、地域福祉の推進を図るものである。			上位計画の有無	無（流山市独自）

## (2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り（ ）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数 実施	審議会等	令和4年7月～令和5年6月の間で7回程度	懇談会委員（専門家）	1037224	流山市生きづらさ包括支援の在り方懇談会	地域ぐるみの包括的な相談支援体制の在り方について、各福祉分野の現場で活動されている方による専門的見地からの意見等を聴取する必要があると考えたため。
	審議会等	令和5年6月～同年10月の間で4回程度	審議委員（専門家・公募の市民等）	1009602	福祉施策審議会	計画素案について、福祉施策審議会により、多様な見地から意見等を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和5年11月～同年12月	全市民等	1044727		計画素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

## (4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和4年度			令和5年度											令和6年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月	
← 流山市生きづらさ包括支援の在り方懇談 ←					福祉施策審議					パブリックコメント →						

## (5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由